

事業所等民間施設除染について

1 目的

那須塩原市除染実施計画において除染対象となっている事業所等民間施設の除染を実施する。

除染は、原則としてホットスポットの解消を目的とする。

【ホットスポットのみを対象とする理由】

- ・事故から3年以上が経過し、自然減衰等により放射線量の減少がみられること
- ・これまでに敷地内の維持管理により除草や落ち葉さらいなどはすでに実施されていると考えられること

2 除染手法

- ・ 樋吐口の汚泥の除去
- ・ 側溝等の清掃、汚泥の除去

※ 除染によって発生した除去土壌等はすべて敷地内への埋設保管となること。したがって敷地内が全面舗装などで埋設場所が確保できない場合、除染作業はできない。

3 実施スケジュール

| 年度 | 時期 | 内容 |
|----------|-----------------|-------------|
| 平成 26 年度 | 平成 27 年 1 月上旬 | 事業所等民間施設へ周知 |
| | 平成 27 年 2 月上旬 | 測定申込み受付 |
| 平成 27 年度 | 平成 27 年 4 月 | マネジメント業務発注 |
| | 平成 27 年 5 月以降順次 | 事前測定、除染同意取得 |
| | 平成 27 年 6 月以降順次 | 除染作業業務発注 |
| | 平成 28 年 3 月まで | 事後測定、報告書送付 |

4 その他

- ・事前測定では、敷地内の樋吐口や側溝などホットスポットと考えられる箇所を測定し、地表から 1m の高さでの測定値が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所の除染を実施する。
- ・除染結果等については、那須塩原市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則、公開の対象となる。
- ・店舗併用住宅については、対象外とする（住宅除染において対応）。